

平成26年度決算

猪名川町財政健全化判断比率等参考資料

企画総務部企画財政課

健全化判断比率と会計区分の対応表

会計区分	会計名称	健全化判断比率						
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	起債償還	将来負担比率			
普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	あり	将来負担比率			
	奨学金特別会計			なし				
公営事業会計	公営企業会計 法適用			実質赤字比率		連結実質赤字比率	あり	将来負担比率
	水道事業会計						あり	
	法適用						あり	
	下水道事業会計						なし	
	公営企業会計以外						なし	
	介護保険特別会計						なし	
	国民健康保険特別会計						なし	
一部事務組合	後期高齢者医療保険特別会計			実質赤字比率		連結実質赤字比率	なし	将来負担比率
	農業共済特別会計						なし	
	猪名川上流広域ごみ処理施設組合						あり	
	丹波少年自然の家事務組合						あり	
	兵庫県町議会議員公務災害補償組合						なし	
	兵庫県市町村職員退職手当組合						なし	
	兵庫県後期高齢医療広域連合						なし	
兵庫県市町交通災害共済組合	なし							
地方三公社	兵庫県町土地開発公社			実質赤字比率		連結実質赤字比率	なし	将来負担比率
損失補償に係るもの	社会福祉法人阪神福祉事業団						なし	
	猪名川町中小企業振興資金融資あっせん制度						なし	
第三セクター	公益財団法人阪神北広域救急医療財団			実質赤字比率		連結実質赤字比率	あり	将来負担比率
	(株)いながわフレッシュパーク	なし						
		損失補償をしていないため対象外						

健全化判断比率及び資金不足比率

財政健全化法が平成19年6月に公布され、その中で地方自治体は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標及び「資金不足比率」を算出し、監査委員の意見を付して速やかに議会へ報告するとともに住民に公表することが求められています。

その指標は、一般会計のみでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターも含めたうえで、現在、将来における財政の状況を示すものであり、指標が一定基準を超えた場合、早期健全化、財政再生の措置を講じなければなりません。

1 健全化判断比率の猪名川町の状況

(1) 実質赤字比率

項目	平成26年度指標	平成25年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指標	－（△6.27%）	－（△4.61%）	14.19%	20.0%
用語解説	<p>一般会計等における歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき額を差し引いた実質収支の標準財政規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「－」となります。政令に基づき算出した本町の基準、14.19%を超えれば早期健全化、20.0%を超えれば財政再生の措置を講じなければなりません。</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（△4億1,401万3千円）}}{\text{標準財政規模（65億9,902万4千円）}}$			
結果解説	<p>一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていないため実質赤字比率は「－」となります。</p>			

(2) 連結実質赤字比率

項目	平成26年度指標	平成25年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指標	－（△18.98%）	－（△18.87%）	19.19%	30.0%
用語解説	<p>一般会計、特別会計、公営企業会計すべてを考慮した結果の実質赤字額の標準財政規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「－」となります。政令に基づき算出した本町の基準、19.19%を超えれば早期健全化、30.0%を超えれば財政再生の措置を講じなければなりません。</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（△12億5,287万3千円）}}{\text{標準財政規模（65億9,902万4千円）}}$			
結果解説	<p>一般会計、特別会計、公営企業会計すべてを考慮した実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていないため連結実質赤字比率は「－」となります。</p>			

(3) 実質公債費比率

項目	平成 26 年度指標	平成 25 年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
指 標	1.7%	2.9%	25.0%	35.0%
用語解説	<p>一般会計が負担する公債費の一般財源の額が標準財政規模に占める割合の3年間の平均をいいます。ここでいう公債費とは、他会計に対する繰出金、一部事務組合に対する補助金のうち、公債費の財源となったものを含みます。</p> <p>この指標が政令で定める基準25.0%を超えれば早期健全化、35.0%を超えれば財政再生の措置を講じなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入公債費}}$ </div>			
結果解説	公債費の減少に伴い、前年度（2.9%）に比べ1.2ポイント改善しました。			

(4) 将来負担比率

項目	平成 26 年度指標	平成 25 年度指標	早期健全化基準	財政再生基準																					
指 標	－（△104.0%）	－（△124.0%）	350.0%	基準なし																					
用語解説	<p>一般会計に特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなどを含めた将来負担すべき負債が標準財政規模に占める割合のことをいいます。この将来負担すべき負債には、地方債現在高、債務負担行為額、退職手当支給予定額の一般会計負担額、連結実質赤字額などを含みます。</p> <p>将来負担額より基金などの充当可能財源が多い場合は、「－」となります。</p> <p>この指標が政令で定める基準350.0%を超えれば早期健全化の措置を講じなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}(118 \text{ 億 } 3,366 \text{ 万 } 7 \text{ 千円}) - \text{充当可能財源等}(176 \text{ 億 } 588 \text{ 万円})}{\text{標準財政規模}(65 \text{ 億 } 9,902 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}) - \text{基準財政需要額算入公債費等}(10 \text{ 億 } 5,117 \text{ 万 } 9 \text{ 千円})}$ </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">主な将来負担額</td> <td style="width: 40%;">地方債の現在高</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">73億6,313万1千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営企業債等繰入見込額</td> <td style="text-align: right;">23億8,211万7千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部事務組合等負担見込額</td> <td style="text-align: right;">13億1,816万1千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設立法人の負債額等負担見込額</td> <td style="text-align: right;">520万8千円</td> </tr> <tr> <td>充当可能財源等</td> <td>基準財政需要額算入見込額</td> <td style="text-align: right;">106億9,045万3千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充当可能基金</td> <td style="text-align: right;">60億2,429万6千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充当可能特定歳入</td> <td style="text-align: right;">8億9,113万1千円</td> </tr> </table>				主な将来負担額	地方債の現在高	73億6,313万1千円		公営企業債等繰入見込額	23億8,211万7千円		一部事務組合等負担見込額	13億1,816万1千円		設立法人の負債額等負担見込額	520万8千円	充当可能財源等	基準財政需要額算入見込額	106億9,045万3千円		充当可能基金	60億2,429万6千円		充当可能特定歳入	8億9,113万1千円
主な将来負担額	地方債の現在高	73億6,313万1千円																							
	公営企業債等繰入見込額	23億8,211万7千円																							
	一部事務組合等負担見込額	13億1,816万1千円																							
	設立法人の負債額等負担見込額	520万8千円																							
充当可能財源等	基準財政需要額算入見込額	106億9,045万3千円																							
	充当可能基金	60億2,429万6千円																							
	充当可能特定歳入	8億9,113万1千円																							
結果解説	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額と比べ、充当可能財源の方が多いため、将来負担額は発生しないため、将来負担比率は「－」となります。																								

2 資金不足比率の猪名川町の状況

項目	平成 26 年度指標	平成 25 年度指標	経営健全化基準
水道事業会計	－ (△52.0%)	－ (△69.7%)	20.0%
下水道事業会計	－ (△50.9%)	－ (△59.1%)	20.0%
用語解説	<p>公営事業会計における流動負債額から流動資産額を差し引いた額の事業の規模に占める割合をいい、黒字の場合は、「－」となります。20.0%の経営健全化基準を超えれば経営健全化計画を定め、必要な措置を講じなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (上水△2億9,792万1千円) (下水△1億8,440万円)}}{\text{事業の規模 (上水5億7,260万9千円) (下水3億6,171万3千円)}}$ </div>		
結果解説	<p>いずれの公営企業会計も資金不足は、生じていないため資金不足比率は該当ありません。</p>		

《標準財政規模》

地方交付税算定時に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通地方交付税、臨時財政対策債を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表します。

《早期健全化》

早期健全化は、イエローカードともいうべき段階で、個別外部監査契約に基づいて監査を受けることと「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに国への報告義務を負います。

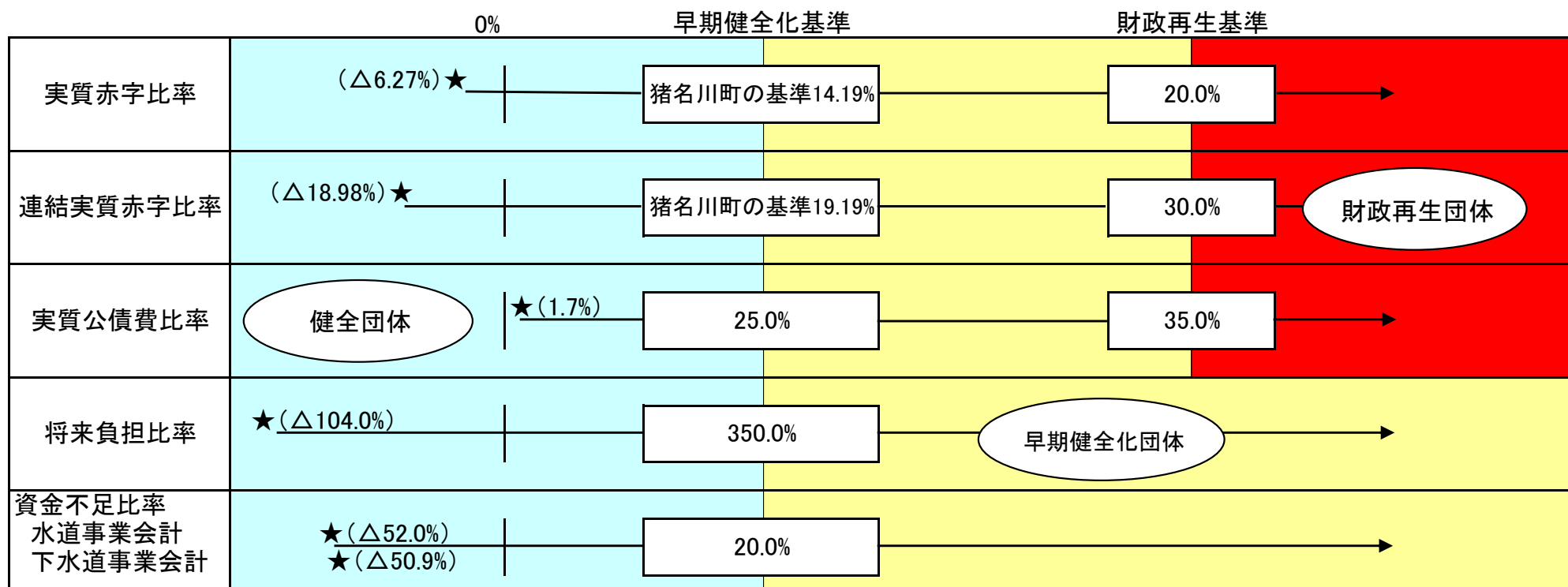
財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができるとされています。

《財政再生》

財政再生は、レッドカードともいうべき段階で、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、事実上、総務大臣の同意を得る必要があります。この同意がなければ、地方債を発行できないこととなります。

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置の勧告をすることができるとされています。

健全化判断比率・資金不足比率の猪名川町の状況



★が猪名川町の指標の位置です。

※ 将来負担比率と資金不足比率には、財政再生基準はありません。

健全財政 ←

→ 財政悪化